

過疎地域の振興

過疎地域振興については、県、市町村で定めています「過疎地域振興計画」に基づいて毎年計画に沿った推進を行っています。最近の人口調査結果を見ましても、人口流出もようやく鎮静化の方向をたどり、徐々に振興計画の成果が現われている反面、高齢化が著しく進行しているため、若年層を含めた地域住民が豊かで住みよい地域社会を形成するため、総合的な居住環境の整備を推進する必要があります。また、過疎地域は、一般的に市町村の財政力が低く、自然的、社会的条件等のため、他の地域に比較し、依然として地域格差があります。このようなことから従来ありました「緊急措置法」に変わり、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」が制定され、これをふまえて県としては、新しい角度から過疎地域の振興を図ることとしています。

財政面では、国の特別な財政援助を得て「過疎債」等各種の過疎対策を実施し、事業面では「過疎市町村振興計画」を調整しながら過疎市町村の境界をこえた広域的、あるいは基幹的事業について県がこれを代行するなど県が事業主体となって過疎地域振興事業を推進し、過疎地域の振興に努めます。

★過疎地域振興調整事業

……………1億8,033万円

過疎市町村が、市町村過疎振興計画に基づいて行う事業で、地域の振興上主要な事業の相互間を調整するもの、あるいはこれに付加して行うもので、総合的に事業効果が期待できる事業について助成します。

★過疎地域総合センター建設事業

……………1,844万円

過疎市町村の活力をとりもどし、生きがいのある豊かな「ふるさと」作りの拠点として、基幹集落の育成と地域社会の再編成を促進し、高齢者育成を図るため国と協力して、過疎地域総合センター建設に対し助成します。

★過疎地域振興対策……………393万円

「新過疎法」に基づく過疎対策として、従来から実施してきた「過疎地域振興計画」による基幹的市町村道、農・林道の整備をはじめ、土地基盤整備事業、生活環境整備事業を推進するとともに、新規施策として、地場産業の振興、観光・レクリエーション施設の整備を図り、過疎対策の充実に努めます。

☆市町村振興資金の貸付

……………貸付枠23億5,880万円

これまで市町村の発展に寄与してまいりました自治振興資金、特定地域振興資金、教育振興資金の3資金を整理統合して、57年度から、新たに市町村振興資金を設けました。新資金では、貸付枠や貸付対象事業の拡大、貸付期間の延長、従来の過疎地域等への低利貸付に加え、国・県の重要事業に関連した広域的な事業に対する低利な貸付資金の設定など、貸付制度を全般的に改善し、市町村や一部事務組合が実施するいろいろな事業に対し、より効果的な貸付を行い、地域の振興を図ります。

○貸付対象事業は、次のとおりです。

1. 教育文化施設整備事業
2. スポーツ・レクリエーション施設整備事業
3. コミュニティ施設整備事業
4. 地域産業振興事業
5. 観光振興事業
6. 厚生福祉施設整備事業
7. 保健衛生医療施設整備事業
8. 消防防災安全事業
9. 道路整備事業

○貸付条件は次のとおりです。

1. 貸付利率
 - (1) 一般資金 年7.3%（金利情勢により変動があります。）
 - (2) 特別資金
 - ア、過疎団体等が実施する事業 年3.5%。
 - イ、国・県重要事業関連広域事業 年5.5%。
2. 償還期間 10年以内（据置期間1年を含む。）
3. 償還方法 年賦による元利均等償還



水俣湾たい積汚泥処理事業

公害対策

公害防止思想の啓もう・普及に努めるとともに、工場・事業場に対する指導、規制を強化し、大気、水質等の環境監視を行い環境基準の維持達成を図ることにしています。

また、水俣病認定業務の促進、水俣湾たい積汚泥処理事業の本格的施行についても一層努力します。

★公害防止施設整備助成費

……………4億2,168万円

中小企業者の公害防止施設の整備を促進させるための融資制度の活用を奨励し、資金の助成と技術的な指導助言を行います。

本年度においては、3億3,000万円の新規融資枠を確保し、公害防止施設整備の円滑な促進を図ります。

★公害防止指導監視調査……………9,681万円

工場・事業場に対する公害防止の指導及び規制を行うとともに、環境監視、各種の調査等を行います。

大気関係では、昨年度に引き続き、これまで大気環境の未測定地域となっている地域について調査を行うとともに、新たに大気汚染監視測定局のテレメーター化（1局）を図るほか、常時監視測定装置の更新・増設を行い、監視体制の充実に努めます。

水質関係では、新たに天草西海岸について、環境基準の類型を設定するための水質調査を行うほか、生物による水質監視調査、生活排水改善のための啓蒙普及活動を行います。

そのほか、熊本平野部の地盤没下調査、環境影響評価にかかる審査・指導などを行うことにしています。

★公害被害者救済対策……………5億8,720万円

昭和57年3月末日現在で、熊本県関係の水俣病認定患者は、1,496人、認定申請中の人は4,697人となっています。認定業務については「月間150人検診、130人審査」体制で引続き進めていきます。

また認定申請中の方々の医療救済措置として行っている認定申請者治療研究事業及び認定患者に対する公害保健福祉事業等についても、継続して事業を実施します。

★水俣湾たい積汚泥処理事業

……………40億3,000万円

水俣湾内にたい積する水銀を含む汚泥を浚渫除去し、湾奥部の約58haの区域にこの汚泥を埋立て、封じ込める事業です。

56年度までに仮締切堤及び緑鼻地区の地盤改良工事が完了しましたので、57年度は、緑鼻地区の岸壁、物揚場のセル打設工事等にとりかかります。